

新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 1月 20日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第 6 号

新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の通勤手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第1項の規定により採用された定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1号中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「第28条の2第1項」及び「（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）」を削る。

第20条第2項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次に掲げる事由が生じた職員のうち、条例第14条の2第1項第1号又は第3号に掲げる職員であって、新潟市職員の通勤手当に関する規則第16条第1号に規定する常例にあるものは、給与条例第14条の2第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

（1）地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項又は第6条第1項の規定により採用（改正法の規定に

よる改正前の法（以下「旧法」という。）第28条の2第1項の規定により退職した日（旧法第28条の3又は改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は改正法附則第4条第1項若しくは第6条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）されたこと。

(2) 改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定による採用（法第28条の6第1項の規定により退職した日（法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び法第22条の4第1項又は改正法附則第4条第2項若しくは第6条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。